

ナショナルセンターの今後のあり方と国立病院機構

国立病院機構東埼玉病院 川井 充

「国立高度専門医療センターの今後のあり方についての有識者会議報告書」（以下報告書）が平成19年7月13日に公表されて、一部の国立病院機構の病院関係者に衝撃が走った。現在存在する6つの国立高度専門医療センター（以下ナショナルセンター、NC）はすでに「行改革推進法（平成18年法律第47号）」やその後の閣議決定「国の行政機関の定員の純減について（平成18年6月）」において、非公務員型の独立行政法人へ移行することが決定され、さらに「特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）」においてNC特別会計が平成21年度をもって廃止することと規定されたことを受け、平成22年度から独立行政法人へ移行することが決定された。これを受けて、今後のNCのあり方を幅広い視点に立って議論したのがこの有識者会議であって、NCの名称や中期目標等の制度はこの報告書に基づいて検討されると考えられる。一方、国立病院機構は平成21年度からの次期中期計画を策定中であるが、平成19年12月24日の閣議決定「独立行政法人整理合理化計画」で平成20年度中に非公務員化の結論を得られるように検証するとされているため、平成21年度からひと足先に非公務員型の独立行政法人に移行するものとみられている。

国立病院機構の病院関係者が衝撃を受けた理由をまとめると次の3点であるように思われる。第一に、政策医療の牽引車であるNCの発する医療の均霑化・標準化等に関する調整・支援・指導などは、都道府県の中核的医療機関に対して行うとされている点である。これは医療制度改革の中で都道府県を医療政策の積極的な企画実施主体として位置づけ、都道府県単位での医療政策の展開によって効率的かつ適切な医療の提供に寄与するという変化を考えれば当然といえる。従来国立病院機構の病院は独立行政法人化にあたってNCの指導の下で政策医療を展開するという図式で自分たちの役割を理解したものであるが、いつの間にか政策医療はあまり強調されなくなっていると感じている関係者が多い。しかし報告書の中ではっきりとこの現実を突きつけられるとさすがに何も聞かされていない人たちは独立行政法人移行時のあれは何だったのだろうと思わざるをえないのだろう。はじめからNCの側には自由な連携の足かせになる政策医療ネットワークには問題があり、今はないも同然という考え方があったようである。国立病院機構

の病院であろうとなかろうと、間もなく都道府県が策定する次期地域医療計画でその分野の基幹医療施設の地位を確立していることがきわめて重要である。

第二は報告書に国立病院機構の文字が出てくるのは「大規模治験における連携」だけである。国立病院機構の中期計画には国立高度専門医療センターの協力の下、各政策医療分野ごとのEBMの推進のために臨床研究を推進し、この成果を基に政策医療分野の疾患について標準的な診断・治療に関するエビデンスの集積を行い、指針の作成を目指すことが記されている。また、国立病院機構のネットワークを用いた観察研究等を主体とする独自の臨床研究を推進し、主要な疾患の標準的な診療指針の作成・改善に寄与することも書かれている。医療の均霑化・標準化のための臨床研究は全国展開とスケールメリットの点から国立病院機構に向いていると考えていた人が少なくない。少なくとも、研究所付属病院の色彩を強めトランスレーショナルリサーチにシフトするNCの病院の機能を補うことができるはずである。このような観点から経過を知らない国立病院機構の側には残念な結果になったと考えている人が多いのではないだろうか。

第三に、すべての政策医療分野の研究をNCが統括することになったので、国立病院機構内におかれていた準ナショナルセンターが宙に浮く形になった。従来国立病院機構はNCが統括しなかった8政策医療分野（腎、感覚器、骨・運動器、免疫・アレルギー、血液、内分泌・代謝、呼吸器、肝）に準ナショナルセンターを定め、臨床研究センターを設置して臨床研究を推進してきた。これらはすべて国立国際医療センターが担当することとなり、準ナショナルセンターとしての存在意義はなくなり、臨床研究センターの機能と体制も変更しなければならなくなつた。これに対してはすでに適切な方針転換がなされ通達されている。

これらを通じていえることは、国立病院機構の果たす政策医療は筋ジストロフィーや重症心身障害、神經難病、結核などのセーフティーネットにかかる部分に限定されるようになること、国立病院機構とNCの直接の関係は現在よりさらに希薄になっていくことが懸念されることである。国立病院機構の病院は政策医療分野に深くかかわるために、都道府県のレベルで地域にしっかりと足場を持っていることが不可欠になるであろう。国立病院機構の次期中期計画には、臨床面においても研究面においても、NCとは異なる独自の存在意義が旗印として掲げられるはずである。全職員が誇りをもって働く旗印であってほしい。

（平成20年1月15日）